

## 津山市福祉用具貸与対象品目の確認について

- 福祉用具貸与対象品目についての問い合わせについて、下記一定の要件において対象品目の判断を行っていくもの。
- 対象品目の判断について、全ての品目について市が判断を行うものではなく、複合的機能を有する福祉用具や新しく開発された品目など判断に迷う品目等について、問い合わせのあったものの判断を行うもの。
- 福祉用具貸与対象品目に関する判断であり、個別のケアプランにおける給付対象の判断に関する問い合わせについては別である。

### 【原則】

介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。(厚生労働省 社保審一介護給付費分科会第141回 (H29.6.21) 参考資料1 抜粋)

### 【対象品目の考え方】

- ①「厚生労働省の定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」に該当するものであること。(平成11年3月31日厚生省告示第93号 抜粋)

※各品目の詳細な基準については省略(平成12年1月31日老企第34号 参照)

- |             |                |           |
|-------------|----------------|-----------|
| 1 車いす       | 2 車いす付属品       | 3 特殊寝台    |
| 4 特殊寝台付属品   | 5 床ずれ防止用具      | 6 体位変換器   |
| 7 手すり       | 8 スロープ         | 9 歩行器     |
| 10 歩行補助つえ   | 11 認知症老人徘徊感知機器 | 12 移動用リフト |
| 13 自動排泄処理装置 |                |           |

- ②複合的機能を有する福祉用具について(平成12年1月31日老企第34号 抜粋)

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に該当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

## 【福祉用具貸与に係る対象品目の判断について】

貸与対象品目の判断について、上記【対象品目の考え方】の判断基準及び、公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具情報システム（T A I S）における判定、国・県から示された品目に関する見解等を参考に判断する。

※公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具情報システム（T A I S）

…有識者会議等を経て、貸与対象品目の適否を掲載している。